

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

令和3年7月14日 午前9時55分～午前10時14分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	成川幸太郎
副委員長	坂口健太	委員	帶田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

---

### ○その他の議員

議員	井上勝博	議員	岩切正之
----	------	----	------

---

### ○説明のための出席者

議会事務局長 道場益男

---

### ○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
課長代理	前門宏之	管理調査グループ員	堀之内孝充
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生	議事グループ員	芦谷仁美

---

### ○審査事件等

- ・ 陳情第2号 平成29年（2017年）10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情について

---

## △開　会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

### △陳情第2号 平成29年（2017年）

10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情について

○委員長（徳永武次）それでは、陳情第2号 平成29年（2017年）10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情を議題といたします。

陳情文書表については、配付してありましたので朗読は省略します。

なお、本陳情については、委員の皆様には陳情書原本を配付しておりますので、御参照いただきながら、審査を進めてまいります。

また、審査の際は、個人情報等の取扱いに留意の上、発言されるようお願いしておきます。

それでは、本日は、6月22日の委員会において、本陳情の審査に当たって、百条調査について資料要求がありましたので、書記に説明をしてもらいます。

○書記（前門宏之）今、タブレットのほうにも発信させていただきました。お手元にあります百条調査についての資料を説明させていただきます。今回は読み上げにて対応させていただきます。百条調査について。

#### 1、百条調査とは。

議会が持っている条例制定権や予算議決権等の権限を有効・適切に行使するために、①当該団体の執行機関だけでなく、第三者である選挙人その他の関係人を証人として喚問し、証言を求め、あるいは資料の提出を求めることのできる権限を議会に付与し、②さらに調査の実効性を上げるために罰則による強制力を付与することによって、真実を究明することを目的として与えられた調査権

をいう。

#### 2、百条調査の範囲と限界。

##### （1）調査対象事務。

地方自治法上規定があるように、一部の例外を除いて、当該地方公共団体の事務が調査の範囲となる。

当該地方公共団体の区域内で問題となっている事項であっても、個人の私的問題、民間会社の経理上の問題、国政上の問題などは調査することはできない。

##### （2）一定の限界。

###### ア、調査目的による限界。

政敵の内情暴露や個人の秘密を探り出すようなことはできない。外交問題は対象とならない。

###### イ、司法権との関係による限界。

司法権に係属すべき事例にまで、調査権を発動することはできない。

###### ウ、検察権との関係による限界。

議会は、警察でも検察庁でもなく、百条調査権だからといって、他人の罪を暴くために利用するものではない。

###### エ、執行機関との関係による限界。

純粋に執行権の範囲に属する事項、例えば特別昇給の氏名と理由、契約の入札の具体的な内容等は調査対象の範囲外とされる。

#### 3、百条調査権発動のための手続。

（1）調査権を行使する主体は、議会であり、行使するに当たっては、目的となる事件を定めて調査を行う旨の議決が必要となる。

（2）調査権を委員会に委任する場合は、動議または決議の中に調査権を委員会に委任する旨の文言を加え、議決する必要がある。

（3）調査に要する経費については、あらかじめ予算の定額の範囲内において、当該調査のために要する経費の額を定めておかなければならない。経費は調査に要する当該年度内の経費について議決をする必要がある。

#### 4、所管事務調査との相違。

委員会は、自治法第109条第2項の規定により、その所管に関する調査である限り、議会からの委任や付託等は必要なく、能動的に調査することができる。

常任委員会の所管事務調査権には、罰則による強制力がなく、その調査は、主として委員と執行

機関との議論や、委員間の議論を中心とし、例外として公述人や参考人から意見を聞くという点において、百条調査権と異なるものである。

#### 5、調査終了後の取扱い。

(1) 委員会が調査を行った場合は、調査報告書を作成し、議長に報告する必要がある。調査報告書の内容は、①単に事実の調査または発見にとどまらず、②その事実に基づく委員会の判断・意見が盛り込まれるのが通例である。この場合は、議会として委員会の報告どおり認めるかどうかの議決が必要となる。

(2) 調査報告書の取りまとめには、委員会で起草委員を選択するなどの方法がある。

#### 6、運用に当たっての留意点。

(1) 百条調査権は、強制力を伴う強力な権限であることから、政争の具に供したり、個人的秘密に及んだり、個人攻撃の手段に利用されたりすることのないように慎重を期すべきであること。

(2) 議員個人の特権ではなく、議会の特権であること。

(3) 権限の発動に当たっては、質疑、質問、資料の要求、検査権、監査請求の行使等の手段を尽くした上で判断すべきであること。

(4) 個人の基本的人権やプライバシーに属する事項については、特段の慎重な配慮をすること。

(5) 議会の調査権は、犯罪捜査や検察機関の捜査とは、異質のものであることに十分留意すること。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありませんが、資料についての質疑、御意見はありませんか。ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～～

午前10時3分休憩

～～～～～～～～～

午前10時9分開議

～～～～～～～～～

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

それでは、本陳情の今後の審査の進め方について、協議したいと思います。委員の皆様から、御意見ありませんか。

○委員（帶田裕達）この中日議運が26日に開催されるわけで、そのとき再度持ち帰って、各会派等でもこのことについてもいろいろ話合い

をしながら、26日の議運でもう一回、再度検討したらどうでしょうか。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

○委員（成川幸太郎）今、帶田委員が言ったように、持ち帰って中日、また議運でするにしても、さつき帶田委員から言われたような、この8項目のうち、該当するかしないかということについては、会派で各検討してくれということでおろしいですかね。

○委員長（徳永武次）今、質疑項目をまとめ形で次の委員会にということです。

ただいま持ち帰りしたいとの御意見がありましたが、ほかの委員の皆様から何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、そのように決定していいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）そのように決定しました。ただ、次回以降の審査に当たっては26日という話が出ておりましたが、26日の開催でいいですか。7月26日が1か月前議運で、9月議会の直前の議運が8月16日に開催される予定で今、セットしてございますので、それぞれ、どれだけ精査の時間が必要かということで7月26日にされるか、8月16日にされるのかのちょっと御判断をいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。可能だという会派はございますか。26日でいいですか。それとも日程調整をさせていただきますか。

[発言する者あり]

○委員長（徳永武次）確認をさせてください。26日でいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）それでは、次の委員会は26日と決定しました。

ここで、本陳情の審査を一時中止します。

#### △閉会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳永武次